

議案第 15 号

君津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

君津市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 17 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限を拡大するとともに、当該設備の設置に係る基準を改めるほか、条例の規定を整理するため、君津市火災予防条例（昭和 46 年君津市条例第 26 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市火災予防条例の一部を改正する条例

君津市火災予防条例（昭和46年君津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に、「並びに第11条第1項」を「、第11条第1項」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付き自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第11条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基盤等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量及び温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止する措置を講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第17条の見出し及び同条中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改める。

第44条第1項第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

第44条第2項中「第14号」を「第15号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の君津市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

君津市火災予防条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに<u>第44条第11号</u>において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、<u>第11条第1項</u> (第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5 省略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等</u>(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。<u>第12号</u>において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>200キロワット</u>を超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) <u>急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止する措置を講じられているものを除く。)</u>を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに<u>第44条第10号</u>において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号<u>並びに第11条第1項</u>(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>2～5 省略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、<u>_____</u>電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。<u>_____</u>以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>50キロワット</u>を超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

のないものに面するときは、この限りでない。

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等
_____との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない
場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等
_____が確実に接続され
ていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等
_____の接続部に電圧が
印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置
を講ずること。

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するため
の部分を用いる。以下この号において同じ。）について、操作に伴
う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタ
に十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつて
は、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基盤等の機器に
影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却す
るために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動
車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない
場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続され
ていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が
印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置
を講ずること。

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

造とし、当該液体の流量及び温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 省略

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17) 省略

(18) 省略

2 省略

(水素ガスを充填する 気球)

第17条 水素ガスを充填する 気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) ～ (8) 省略

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 省略

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) 省略

(14) 省略

2 省略

(水素ガスを充てんする 気球)

第17条 水素ガスを充てんする 気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) ～ (8) 省略

(9) 水素ガスの充填又は放出については次によること。

ア～エ 省略

オ 水素ガスの充填に際しては気球内に水素ガス又は、空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10) ～(12) 省略

(火を使用する設備等の設置又は廃止の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者（内容を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめその旨を消防長に届け出て、審査を受けなければならない。

(1) ～(9) 省略

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 水素ガスを充填する 気球

2 前項の規定は、同項（第15号を除く。）の設備を廃止する場合について準用する。

(9) 水素ガスの充てん又は放出については次によること。

ア～エ 省略

オ 水素ガスの充てんに際しては気球内に水素ガス又は、空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10) ～(12) 省略

(火を使用する設備等の設置又は廃止の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者（内容を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめその旨を消防長に届け出て、審査を受けなければならない。

(1) ～(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 水素ガスを充てんする気球

2 前項の規定は、同項（第14号を除く。）の設備を廃止する場合について準用する。